

令和2年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業
「障害児相談支援における基礎的知識の可視化のための研究」
分担研究報告書

相談支援事業者による相談支援のスタンダード事例
～計画相談から包括的相談支援へ～

研究分担者 大塚 晃 (上智社会福祉専門学校)

【研究要旨】

本研究は、A市におけるB障害者相談支援事業者の障害児相談支援への取組の成果と課題について整理したものである。B障害者相談支援事業者のF相談支援専門員にヒアリングを実施した。その結果、障害児相談支援においては、本人のサービス調整という意味での計画相談のみならず、家族全体の抱える課題等多様かつ複合的な課題を抱える者に対する包括的な相談支援の必要性が指摘された。これら相談支援は、セルフプランは言うに及ばず現行の計画相談によっても十分な対応ができていない専門性の高いもので、地域における関係者や関係機関との連携やネットワークを構築して支援していくことが必要である。専門性の高い相談支援のできる相談支援専門員の育成や報酬体系の見直しは喫緊の課題である。

A. 問題と目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」(平成18年厚生労働省令第19号)附則第5条2による経過措置期間が終了する平成27年4月から、全ての障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用申請について、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することとなり、原則として全ての障害児者に専門的な相談支援が実施されることとなった。

厚生労働省の「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめによれば、障害児支援利用計画については、障害者に対するサービス等利用計画と比較していわゆるセルフプランの割合が高い(セルフプランの割合は、サービス等利用計画が17.3%であるのに対して、障害児支援利用計画は29.0%となっている)。障害児についての十分な知識や経験を

有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられ、これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべきとされている。また市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべきとされている。

障害児支援利用計画の作成は、障害児が複数のサービス等を利用しながら地域での生活していくための重要な援助方法である。最近では、単なるサービスの利用ためのアセスメントではなく、虐待や貧困など障害児本人だけでなく家族が抱える課題を適切にアセスメントし、関係者や関係機関がチームを組んで本人や家族に関わる包括的な支援がますます重要になってきている。これら相談支援は、単なるサービス調整という専門性では不十分で、相談支援専門員が行

政や地域の関係者や関係機関との連携やネットワーク構築、チームで支援していくためのマネジメント等のスキルが必要となってきた。

本研究は、セルフプランでは対応できない専門性の高い相談支援に関して、相談支援専門員へのヒアリングを通して、障害児相談支援の現状と将来の方向性について検討を行うものである。

B. 対象及び方法

1. 対象者

A市は、都心から40～50キロメートル圏に位置し、比較的緩やかな丘陵に囲まれる平坦部と、山々に連なる山間部から形成されている。令和3年4月1日現在、人口は80,177人、世帯数は36,224世帯である。A市で、相談支援事業も含めて様々な障害福祉サービスを提供するNPO法人の理事長で、自らも相談支援を長く行ってきたF氏（60代）にヒアリングした。

2. 方法

F氏に対し、2021年1月に研究班が作成したヒアリングシートに基づき、電話等で半構造化面接を実施した。ヒアリングシートは障害児相談支援事業所の計画相談の状況を確認するための項目から構成されている。その後、事例を通して、相談支援専門員の支援内容、支援経過、相談支援体制と行政との関係、さらには関係機関との連携やネットワークの構築についてヒアリングを行った。

3. 結果

幾つかの事例の中から、障害児相談における包括的支援の必要な典型的な事例を一つ取り上げる。8歳の男児、知的機能は境界域、3歳の時自閉

症スペクトラムと診断される。コミュニケーションは一方的で、他者への関心が薄い。行動障害がある。母親は精神科に通院中。父親ともトラブル。母親の本児へのかかわりの支援も含めて、家族全体を支援する必要がある。

相談支援専門員が計画相談で本ケースにかかわるとともに、サービス担当者会議及び、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催して、関係機関の情報共有と今後の支援の方向性を検討しながら、本人と家族を包括的に支援していた。

（倫理的配慮）本研究は、大正大学研究倫理委員会の承認を受けて行われた（20-04号）。実施に際しては、研究参加者に対して、書面と口頭で研究内容について説明し、書面で同意を得た。

3. 結果の考察

障害児相談支援は、本人や家族のニーズを把握して、サービスを調整して障害児支援利用計画を作成して本人に適切なサービスが提供されているか適時モニタリングしながら支援していく援助方法である。今回取り上げた事例等においては、相談支援のプロセスにおいてより専門性の高い相談支援が実施されていた。

（1） 本人の発達段階等の適切な把握

自閉症スペクトラム障害を始め、発達障害の発達段階や発達特性、及び行動障害を理解するための専門的なアセスメントが実施されていた。特に、行動障害については、家族支援との関係を含めて、専門的相談機関と協働しながら支援にあたり、このような専門的な機関を相談支援専門員が活用できるかが鍵となる。

（2） 家族を含めたトータルな支援

本人自身の支援とともに、子どもに大きな影響力を与える母親への直接的支援が行われていた。

母親への間接的支援としては、同じような状況にある母親クラブへの参加も子育ての助けになっていた。このような、複合的かつ多様な課題を抱える家族の支援のためには、本人のみならず家族を含めた包括的な相談支援が重要になってきている。

(3) 地域における連携・ネットワークの構築

保育所や児童発達支援センター等と連携しながら支援を行っていた。本人支援の困難性や家族の抱える困難性という多様かつ複合的な課題を抱える者に対する相談支援に関しては、相談支援専門員による関係者や関係機関との連携、ネットワークの構築という包括的な相談支援体制の構築が必要となっている。相談支援体制の構築のためには、(自立支援)協議会や要保護児童対策地域協議会などを活用して積極的に解決を図る必要がある。相談支援専門員との関係者や関係機関との連携(特に行政との連携)やネットワークを作るという相談支援体制の構築という専門性が必要とされる。

C. 障害児相談支援の課題と今後の方向性

本ケースから障害児相談支援のポイントと今後の方向性について記述する。

1. 障害児相談支援体制の構築

(1) 地域における一貫した相談支援体制

本ケースを通して障害児相談支援に関しては、地域に一貫した相談支援体制の構築が重要なテーマになってきていることが指摘できる。

A市の障害児相談支援体制について、F氏の事業所が指定障害児相談支援事業・指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業を受託したところからはじまる。障害児相談支援は、市から指定障害児相談支援事業の指定を受け、障害児支援利用援助(障害児通所サービス利用支援)、継続障害児利用援助を行っている。また、自らの法人が児

童発達支援や放課後等デイサービスを提供し、関係機関と連携した将来へとつながる計画を作成、継続的な支援に努めている。

A 地域生活支援ネットワークは、地域で地域生活全般を支えるための相談支援事業とヘルパーサービスを中核に、多様なサービスを揃え、現状では対応できないニーズには、新たなサービスを創造して対応してきた。例えば、重症心身障害児や医療的ケア児のための放課後デイサービス、重症心身障害者のグループホームなどである。相談支援の中立・公平の観点からいえば、相談支援とサービス提供は分離した方が理想的であるが、質の高い障害児のサービスが全国的に地域に十分でない状況を考えれば、相談支援とサービス提供が同一法人で行われることも許容されるだろう。障害児相談支援は、具体的サービスの存在と相まって機能するものであり、「具体的なサービス無き相談支援は無力」となっている。その意味では、サービスの改良・創造等のいわゆる地域を「耕す」ことに取り組みない相談支援は十全に機能していないことになる。

(2) 家族支援への取り組み

子どもから成人までライフステージを切れ目なくつないでいく主役は、利用者『本人』である。それと同時に、児童期には家族支援が特に重要である。放課後等デイサービスや児童発達支援の対象を、家族のニーズに応じて重症心身障害児や医療的ケア児に拡大するのは地域のニーズに基づく必然の流れである。

母親等の“おしゃべりスペース”を設置している。最初から“相談”という目的で相談支援事業を訪れる事が出来る人は少数である。障害に関わる人々が、目的を持たずに話をしに来る場所がある事が望ましい。子どもが障害を持って生まれ、

生まれた時はわからなくても、育てていくうちに発達に課題を持つ事がわかり、その事に戸惑いを持つ母親に対して支援していく場所がある事自体が、大きな家族支援の柱となっている。また、ペアレントトレーニングを実施し、親子のポジティブなかかわり方、困った行動の解決法等について具体的にサポートしているのも、地域のニーズに応じている。

(3) 自立支援協議会によるネットワーク作り

平成14年6月 情報交換のためのネットワーク結成され、生活支援ネットワーク(地域生活支援)がはじまる。また、障害福祉施設代表者連絡協議会(障害者施設のネットワーク)、及び市地域自立支援協議会を設置し、精神保健福祉連絡調整会議や母子児童福祉関係のネットワークが構築されていった。このような関係者や関係機関が地域において同じ方向を向いて支援していく仕組みを構築していくことは、地域における一貫した支援を可能とするものとなっている。

2. セルフプランへの見解

A市においては、サービスの利用という観点では、相談支援事業が始まる前にすでに利用できるサービスが多かったため、計画相談がなくてもサービス提供に支障は生じていない状況がある。その意味で、計画作成に対する意識は低い。この意味で、計画相談のセルフプランの課題については、計画相談がそもそも何のためにあるかという本質的な問題を提起している。現在のような、サービスの後追いのような計画相談は、意味が曖昧になってきている。相談支援専門員による計画であれ、セルフプランであれ、問題の根源は同じところにあるのではないかと考える。

本ケースのような複合的かつ多様なニーズをもつ利用者の相談支援、すなわちチーム形成のマネジメント、関係者・関係機関との連携、ネットワーク構築などの包括的相談支援には時間と手間がかかる。このようなケースに取り組む相談支援こそ専門性が高いと評価できるのであり、相談支援専門員の権限の強化、教育制度と結びついた資格化、人材育成システムの構築、その他報酬体系の整備が必要である。ソーシャルワークのできる専門性の高い相談員を育成していくことは喫緊の課題である。

D. まとめ

福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る必要性が地域に増加している。複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、自立支援協議会その他の児童に関する協議会等と協働し、本人と家族に必要とされる社会資源を地域に創出する取り組みが求められている。障害児の地域生活支援を可能とする社会資源は絶対的に不足している。特に医療的ケア児や発達障害児への対応が課題となっている。彼らの地域における一貫した支援のためには、福祉、医療、教育等を含む地域社会資源との広域的な連携がますます重要となってきている。

参考文献

厚生労働省、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ、2019年